

FCENA/SELECT eSpot サービス利用申込書

【FCENA/SELECT eSpot サービス利用規約】およびサービス仕様書を承認のうえ、FCENA/SELECT eSpot サービス(以下「本サービス」という)の利用を申し込みます。

申込日 西暦 年 月 日

申込者	フリガナ			
	法人名			
	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	所属部課名 役職名	名前	印 (役職印)	
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			
連帯保証人	名前	印		
	住所			
	電話番号			
担当者	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	所属部課名 役職名	名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			
請求書送付先	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	所属部課名 役職名	名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			

支払い条件	申込者は、前月21日から当月20日までの1ヶ月間の間に利用申込をしたソフトウェアの利用料金を、当月末の請求に基づき、翌月末日までに、これにかかる消費税額とともに富士通 Japan 株式会社の指定する銀行口座に一括して振り込む方法により支払うものとします。
備考	

<個人情報の取扱について>

<p>1. 申込者から富士通 Japan 株式会社に提供された申込者の個人情報は、富士通 Japan 株式会社の「個人情報保護指針 : https://www.fujitsu.com/jp/group/fji/privacy/」に基づき適切に管理いたします。</p> <p>2. 申込者の個人情報は、本サービスの提供に必要な行為(申込み確認、ID、パスワードの通知、QA 対応)の範囲内でのみ利用し、その他の目的に利用することはありません。</p> <p>3. 個人情報の訂正・削除を希望する場合、下記までご連絡下さい。本人確認が出来次第すみやかに対応いたします。</p> <p>個人情報相談窓口: Tel: 03-6712-3112 (受付時間: 月曜～金曜 午前9時～午後5時、ただし、年末・年始、祝日、富士通 Japan 株式会社の休日を除く) E-mail: fji-privacy@cs.jp.fujitsu.com</p>
--

FCENA/SELECT eSpot サービス利用申込書(控)

【FCENA/SELECT eSpot サービス利用規約】およびサービス仕様書を承認のうえ、FCENA/SELECT eSpot サービス(以下「本サービス」という)の利用を申し込みます。

申込日 西暦 年 月 日

申込者	フリガナ			
	法人名			
	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	所属部課名 役職名	名前	印 (役職印)	
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			
連帯保証人	名前	印		
	住所			
	電話番号			
担当者	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	所属部課名 役職名	名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			
請求書送付先	所在地 (住所)	(〒 -)		
	フリガナ	フリガナ		
	所属部課名 役職名	名前		
	電話番号	FAX番号		
	E-mail			

支払い条件	申込者は、前月21日から当月20日までの1ヶ月間の間に利用申込をしたソフトウェアの利用料金(以下「使用料」という)を、当月末の請求に基づき、翌月末日までに、これにかかる消費税額とともに富士通 Japan 株式会社の指定する銀行口座に一括して振り込む方法により支払うものとします。
備考	

<個人情報の取扱について>

1. 申込者から富士通 Japan 株式会社に提供された申込者の個人情報は、富士通 Japan 株式会社の「個人情報保護指針: <https://www.fujitsu.com/jp/group/fj/privacy/>」に基づき適切に管理いたします。
 2. 申込者の個人情報は、本サービスの提供に必要な行為(申込み確認、ID、パスワードの通知、QA 対応)の範囲内でのみ利用し、その他の目的に利用することはありません。
 3. 個人情報の訂正・削除を希望する場合、下記までご連絡下さい。本人確認が出来次第すみやかに対応いたします。
- 個人情報相談窓口: Tel: 03-6712-3112
(受付時間: 月曜～金曜 午前9時～午後5時、ただし、年末・年始、祝日、富士通 Japan 株式会社の休日を除く)
E-mail: fj-privacy@cs.jp.fujitsu.com

20 年 月 日

FCENA/SELECT eSpot サービス利用者登録完了通知書

兼

ID 交付書

.....
.....
.....
.....
.....
.....

様

この度は FCENA/SELECT eSpot サービスのご利用をお申し込みいただき誠にありがとうございます。
利用規約に基づき、貴社（または貴殿）のお申し込みにつき、下記の内容にて受理し、登録が完了いたしましたのでお知らせいたします。
なお、ご利用にあたっては利用規約を遵守いただきますようお願い申し上げます

ID	:	
パスワード	:	

営業窓口

第1章 総則

第1条（本サービスの提供）

富士通 J a p a n 株式会社（以下「乙」という）が第2条第1項記載の利用者登録を完了した申込者（以下「甲」という）に提供するFCENA／SELECT eSpot サービス（以下「本サービス」という）は次の各号のサービスとし、詳細はFCENA／SELECT eSpot サービス仕様書（以下「サービス仕様書」という）に定めるものとします。

- （1）ソフトウェア使用サービス
- （2）Q&Aサービス

第2条（本契約の成立）

1. 甲がFCENA／SELECT eSpot サービス利用申込書（以下「申込書」という）により申し込みを行い、乙が本サービス利用者登録完了通知書兼ID交付書を発行することをもって甲乙間で契約（以下成立した契約を「本契約」という）が成立するものとします。また、本契約の成立をもって利用者登録を完了したものとし、本サービスが開始されるものとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、乙は甲の申し込みを承諾しないか、あるいは利用者登録完了後であっても資格の取消を行うことがあります。甲が利用者資格を取り消された場合、乙が甲に提供する本サービスは利用者資格の取消と同時に終了するものとします。

- （1）利用申し込みの際、甲が虚偽の事実を申告したとき
 - （2）甲が第5条に定める使用料の支払いを怠る恐れがあるとき
 - （3）甲が過去に、利用規約違反で本サービスを解約されたことがあるとき
 - （4）乙の本サービスの遂行上または技術上支障があるとき
2. 甲は、申込書の内容について変更があったときは、すみやかに乙所定の手続きにより乙に通知するものとし、変更の通知がなかったことにより甲が不利益を被ったとしても、その場合には乙は一切の責任を負いません。

第2章 本サービスの実施

第3条（本サービスの実施）

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

2. 利用規約上次の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

（1）本ソフトウェア

本サービスにおいて甲がダウンロードし、乙所定の方法で利用申し込みをすることにより、甲に使用許諾されるソフトウェアをいいます。

（2）本サービス用設備

本サービスを実施するにあたり乙が設置する機器およびソフトウェアをいいます。

（3）甲設備

甲が本サービスを受けるために準備する、乙の

指定する条件に合致した自ら使用するコンピュータその他の機器およびソフトウェアをいいます。

第4条（サービス仕様書）

1. 本サービスに関する内容その他本サービスを実施するうえで必要となる甲、乙の作業等の本サービスの実施に関する条件については、サービス仕様書に記載のとおりとします。

2. サービス仕様書に利用規約の条項と異なる定めがある場合は、サービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。

第5条（料金）

1. 本サービスの利用料金は本ソフトウェアの利用申し込み時に発生するソフトウェア使用料（Q&Aサービスがある場合は、その料金も含み以下「使用料」という）とし、サービス仕様書記載の専用Webサイト上で常時掲示します。

2. 本サービス用設備のOS、ミドルウェア、DBMSのバージョンアップや価格変更等、ソフトウェア提供元の都合による変更ならびにそれらへの乙の対応費用が発生する場合、使用料の変更ならびにかかる対応費用については、甲および乙協議の上定めるものとし、乙から甲に請求できるものとします。

第6条（本ソフトウェアの使用条件）

1. 乙は、本ソフトウェアの利用申し込み時に指定した期間（以下「使用期間」という）中、本ソフトウェアをインストールした1台のコンピュータで非独占的に使用することを許諾します。なお、乙が甲に本ソフトウェアの使用権を許諾することにより本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに関する説明等のマニュアルその他の付随資料（以下「付随資料」という）に関する著作権、産業財産権（以下「知的財産権」という）が移転することはないものとします。

2. 甲は、本ソフトウェアならびにその使用権および付随資料について、第三者にこれを譲渡、貸与または再使用権を許諾しあるいは担保の目的に供することはできないものとします。

3. 甲は、本ソフトウェア、付随資料およびこれらに関して知り得た技術情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、第三者に開示、漏洩しないものとします。また、甲は、本ソフトウェア、付随資料およびこれらに関して知り得た技術情報を本ソフトウェアの使用期間終了後といえども、本契約に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩しないものとします。

4. 甲は、乙の事前の書面による承諾なしには、本ソフトウェアおよび付随資料を改造もしくは本ソフトウェアの全部または一部を組み込んで別のソフトウェアを作成する等の行為（以下「改変」という）はできないものとします。なお、乙の承諾に基づき改変された本ソフトウェアおよび付随資料についても、本利用規約の本ソフトウェアに関する各条項が適用されるものとします。

5. 甲は、本ソフトウェアについて逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行わないものとします。

6. 第4項に基づき、甲が本ソフトウェアの改変を行う場合、甲は別途乙の指示に従い、本ソフトウェアに含まれている権利表示に関する部分を当該改変

された本ソフトウェアの内部に含めるとともに、その媒体上にも所定の権利表示を付すものとします。
7. 本ソフトウェアのインストール時に表示される「使用許諾契約書（クリックオン契約）」の定めと本契約の定めが異なる場合は、本契約の定めが優先して適用されるものとします。

第7条（本サービスの提供中断）

1. 乙は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。なお、当該中断に伴い甲に損害が生じた場合、乙は一切の責任を負わないものとします。

（1）本サービス用設備の保守上、セキュリティ対策上または工事上やむをえない場合

（2）刑事訴訟法第218条、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という）の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合

（3）本サービス用設備に関し、第三者が故意（当該故意に起因するものを含む）に当該機能を破壊した場合、または当該機能に支障をきたす行為を行った場合

（4）その他天災地変等の不可抗力により本サービスの実施ができなくなった場合

2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむをえない場合は、事後に通知することができるものとします。

第8条（本サービスの再開時の措置）

本サービスの全部または一部が中断し、乙が甲に対し、その再開のために必要な協力を求めた場合、甲は可能なかぎりすみやかにこれに応ずるものとします。

第9条（不具合に対する対応）

甲および乙は、本サービスに関し何らかの不具合を発見したときは、直ちに相手方に通知し、両者協議のうえ対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。なお、甲の責に帰すべき理由により本サービスに不具合が発生した場合には、甲が対応費用を負担するものとします。

第10条（本サービス用設備の維持、改善）

1. 乙は、本サービスの質的改善のため、本サービス用設備を変更（OS、ミドルウェア、DBMSのバージョンアップ等を含み、以下本条において同じ）することができるものとします。

2. 前項の変更に伴う本サービスの中断について、本サービスに影響がある場合は乙は事前にその旨通知しますが、中断に関して甲に生じた損害については乙は一切の責任を負わないものとします。

第11条（再委託）

1. 乙は、本サービスの全部または一部の作業を、乙の責任において第三者に再委託できるものとします。

2. 前項に基づき乙が再委託した場合において、再委託先の選定、監督および再委託先が行った作業の結果については、当該再委託先が甲の指定した者である場合を除き、乙は一切の責任を負い甲に対して

迷惑を掛けないものとします。

第3章 本サービスの終了

第12条（解約）

1. 甲は、本契約を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに、乙所定の手続きにより乙に通知するものとし、当該解約予定日をもって本契約は終了するものとします。

2. 乙は、3年以上本サービスの利用実績がない場合、甲に事前通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

第13条（本サービスの廃止）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約を解約することができるものとします。

（1）廃止日の3か月前までに甲に通知した場合

（2）天災地変等の不可抗力により本サービスを実施できない場合

第14条（サービス終了後の義務）

本ソフトウェアの使用期間が満了したとき、第2条第1項により利用者資格を取り消された場合または第12条第1項、第13条ならびに第30条により本契約が解約された場合は、甲は使用済みの本ソフトウェアまたはその時点で使用中の本ソフトウェアの使用を中断し、本ソフトウェアをただちに甲設備より消去のうえ乙の確認を得るものとします。なお、第2条第1項で利用者資格を取り消された場合、または第12条第1項、第13条ならびに第30条により本契約が解約された場合、甲は、利用者資格の取消または解約時まで使用していた本ソフトウェアに関する使用料の支払い義務を免れないものとします。

第4章 甲の義務、責任

第15条（甲設備の設置・維持）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたって、自らの費用で甲設備を準備し、インターネット接続サービスへの加入等を行い、本サービス用設備に接続するものとします。

2. 甲は、本サービスの利用に支障をきたさないよう、甲設備を正常に稼働させるよう維持するものとします。

3. 甲設備および第1項に定めるインターネット接続サービスに問題がある場合、乙は甲に対して本サービスの実施の義務を負わないものとします。

第16条（利用時の義務）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

（1）犯罪的行為およびそれに結びつく行為

（2）本サービスの運営を妨げる行為、または本サービスを不正の目的をもって利用する行為

（3）有害なコンピュータプログラム等を送信または他者が受信可能な状態におく行為

（4）アクセス制限されているコンピュータシステムに許可なく侵入する行為。クラッキング、

もしくは別の方法で他人が所有、管理するサイトを変更する行為

(5) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

(6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為

(7) 本サービスの内容や本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為

(8) 本契約に違反して第三者に本サービスを利用させる行為

(9) 上記各号のほか、法令、約款もしくは公序良俗に違反する行為、または本サービスの運営を妨害する行為

2. 甲は、自己の行為につき、前項各号のいずれかに該当するとして乙または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

3. 乙は、甲が第1項各号のいずれかに該当することを知ったときまたは前項のクレームに関するトラブルが生じたことを知ったときには、甲への事前の通知なしに本サービスの提供中止、または本契約の解約など乙が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。ただし、乙は甲の行為または甲が提供もしくは伝送する（甲の利用とみなされる場合も含まれます）情報（データ、コンテンツを含みます）を監視する義務を負うものではありません。

第17条（IDおよびパスワードの管理責任）

1. 甲は、乙より交付されたIDおよびパスワード（以下「ID等」という）を責任をもって管理、使用するものとし、乙に損害を生じさせないものとします。

2. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、甲が負うものとし、乙は一切の責任を負いません。

3. ID等を使用した本サービスの利用は、全て甲による利用とみなすものとします。

第18条（権利譲渡等の禁止）

甲は、本サービスを利用する権利ならびに本ソフトウェアを使用する権利を第三者に譲渡もしくは売買、名義変更、質入れ等をしないものとします。

第5章 乙の義務、責任

第19条（本ソフトウェアに対する保証）

1. 乙は、本ソフトウェアと付随資料との不一致があった旨甲より通知があった場合、本ソフトウェアの使用期間中に限り、当該不一致の修正もしくは修正情報の提供を行うものとします。ただし、当該不一致が重要なものでなく、かつ、その修正に過分の費用を要する場合、乙は、当該修正情報の提供の責任を負担しないものとします。なお、修正後の本ソフトウェアについても第6条の使用条件が適用されるものとします。

2. 合理的な範囲内で、乙が前項の不一致の修正を繰り返し実施したにもかかわらず、当該不一致が修正されない場合、当該不一致に起因して甲に生じた損害につき、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、乙は不一致の存在した本ソフトウェアの使用料を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することができない事由か

ら生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

3. 乙は、前各項に基づき負担する責任以外の、本ソフトウェアの使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限られないものとします）に関して、一切責任を負いません。たとえ、乙がそのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。

4. 甲が本契約に従わずに本ソフトウェアを使用したことにより甲に生じた損害または第三者から甲に対する請求につき、乙は責任を負わないものとします。なお、本ソフトウェアに乙が第三者から許諾されたソフトウェアが含まれる場合、当該第三者はいかなる保証も行わないものとします。

第20条（本サービスに関する責任）

1. 本サービスのうち乙がソフトウェア使用サービスについて負う責任は、前条に定める責任のみとします。なお、本ソフトウェアのダウンロードや利用申し込みができない等本サービス用設備の不具合に関する乙の責任は、当該設備の不具合を修正することに限られるものとします。

2. 本サービスのうちQ&Aサービスに対する乙の責任は、Q&Aサービスを最善の努力をもって実施することに限られるものとします。

第21条（免責）

以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限らない）であり、乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、何ら責任を負わないものとします。

(1) 天災地変等の不可抗力

(2) 甲設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害

(3) 第7条に基づき本サービスの提供を中断した場合

(4) 乙が本契約に従って本サービスを実施しているにもかかわらず、第7条第1項第(3)号の事由により生じたトラブル

(5) 本サービス提供時において予期しえない高度な技術による、通信経路上での盗聴または傍聴

(6) 乙が定める手順・セキュリティ手段等を甲が遵守しないこと

(7) 本サービス用設備で稼働する乙の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS等）に起因して発生した損害

(8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(9) 刑事訴訟法第218条、通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分

第6章 一般条項

第22条（完全合意）

1. 本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結以前に甲、乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事

者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとします。

2. 本契約に記載されている内容は、甲乙間における本契約に関する合意内容の全てであり、第27条に定める変更手続きによる場合を除き、甲および乙は互いに本契約および本契約に基づき取引する本サービスに関し、本契約に記載されている内容以上の義務および責任を負担しないものとします。

第23条（支払）

1. 甲は、第5条に定める使用料を申込書記載の支払条件に従い、乙に支払うものとします。

2. 申込書記載の支払期日が、金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。

3. 使用料の支払時における金融機関に対する振込手数料等は、甲の負担とします。

第24条（消費税等相当額の算定）

1. 使用料には消費税および地方消費税（以下総称して「消費税等」という）相当額が含まれるものとします。

2. 使用料に含まれている消費税相当額は、本ソフトウェアの利用申し込み時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税相当額の算定方法に変更が生じた場合には、使用料は変更されるものとします。

第25条（秘密保持義務）

1. 本契約において秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。

（1）秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報

（2）秘密である旨明示して口頭など無形的方法により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報

（3）本契約の内容

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

（1）開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの

（2）受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

（3）開示の時点で受領者が既に保有しているもの

（4）開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

3. 甲および乙は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、甲および乙は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に関覧等させないものとします。

いものとし、

4. 前項にかかわらず、甲および乙は、法令により第三者への開示を強制された場合、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえ、秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。

5. 第3項にかかわらず、乙は、再委託先に対して、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課したうえで、甲の秘密情報および秘密資料を開示、提供することができるものとします。

6. 甲および乙は、相手方から開示、提供された秘密情報および秘密資料を、本契約の履行のためにのみ使用するものとし、その他の目的に使用しないものとします。

7. 甲および乙は、本契約の履行のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。

8. 甲および乙は、相手方から要求があった場合、または、本契約の履行を完了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。

9. 甲および乙は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。

10. 甲および乙は、秘密情報の漏洩等の事故が発生した場合は、すみやかに相手方に報告するものとします。このとき、甲および乙は協議のうえ、事故の拡大または再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じるものとします。

11. 第22条第1項にかかわらず、本契約に付随して、別途甲乙間で秘密保持に関する契約等を締結している場合、または、締結する場合には、当該契約等の定めと本契約の定めが異なる範囲において、当該契約等の定めが本契約に優先して適用されるものとします。

12. 本条に定める秘密保持義務は、本契約終了後もなお有効に存続するものとします。

第26条（個人情報の取扱い）

1. 甲および乙が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報（以下「個人情報」という）および当該個人情報の開示のために相手方から受領した資料（前条第3項の資料と同種のものを含む）の取扱いについてはそれぞれ、前条第3項から第12項に定める秘密情報および秘密資料に関する規定を準用するものとします。ただし、甲および乙が、相手方から受領した個人情報と同様の個人情報を第三者から正当に入手した場合は、当該個人情報の取扱いは当該第三者との取り決めによるものとします。

2. 甲および乙は、相手方に開示する個人情報が、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、相手方に個人情報を開示することについて個人情報の主体たる本人に対して責任を負うものとします。

3. 甲および乙は、相手方から受領した個人情報に

つき本人から個人情報の開示、訂正、追加もしくは削除等の請求を受けた場合、すみやかに相手方に通知するものとします。この場合、相手方は自己の費用と責任をもって対応するものとします。

4. 甲および乙は、個人情報の受渡しの手順および搬送、送信に関する責任分担など必要事項を甲乙それぞれ定める責任者間で協議のうえ書面で定めるものとします。

第27条（利用規約およびサービス仕様書の変更）

乙は、利用規約およびサービス仕様書を随時変更することがあります。この場合、乙は、30日の予告期間において、変更後の利用規約およびサービス仕様書をサービス仕様書に定める専用サイトに掲載することにより甲に通知するものとし、当該予告期間経過後に変更後の利用規約およびサービス仕様書が適用されるものとします。

第28条（支払遅延）

甲または乙が本契約により生ずる金銭債務（手形債務等を含む）の弁済を怠ったときは、相手方に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第29条（安全保障輸出管理）

甲は、本サービスのうち、「外国為替及び外国貿易法」（これに関連する政省令を含む）または米国輸出管理法で規定する許可が必要な輸出取引を行うときは、所定の許可を取得するものとします。

第30条（解除）

1. 甲または乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方はなんらの通知、催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

（1）手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または、電子記録債権に支払不能事由が生じたとき。

（2）差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、または租税滞納処分を受けたとき。

（3）破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき。

（4）解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

（5）監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたとき。

（6）第34条に定める表明・保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき。

（7）本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

2. 甲または乙は、前項各号のいずれかにでも該当したときは、当然に期限の利益を失い相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

第31条（ハイセイフティ用途）

甲は、本ソフトウェアが、一般事務用、パーソ

ナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。甲は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本ソフトウェアを使用しないものとします。また、甲がハイセイフティ用途に本ソフトウェアを使用したことにより発生する、甲または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても乙は責任を負わないものとします。

第32条（第三者の権利侵害）

1. 本ソフトウェアの全部または一部につき、甲が本ソフトウェアを使用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という）がなされ、甲より乙へ処理の要請があった場合、乙または乙より委託を受けた取引先（以下総称して「乙等」という）は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、乙等は当該第三者に対する損害賠償金の支払を含む紛争処理費用を負担するものとします。なお、この場合甲は、当該第三者との紛争を乙等が処理するために必要な権限を委任するとともに、必要な協力を乙等に行うものとします。

2. 前項において本ソフトウェアの全部または一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、乙等は乙の判断により、次の各号のいずれかの措置をとるものとします。

（1）当該本ソフトウェアを侵害のないものに変更すること。

（2）甲が当該本ソフトウェアを自ら利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

（3）上記各号の措置がとれなかった場合、甲が当該本ソフトウェアを利用できなくなることにより被る損害について、甲および乙によるその損害額等について協議のうえ、当該紛争の対象となった本ソフトウェアに関する使用料相当額を限度として、甲に対し損害賠償すること。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害・逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

3. 第1項にかかわらず、甲が本ソフトウェアを他のソフトウェア等と組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となる場合、甲の乙に対する指示に起因して紛争が生じた場合等当該紛争が乙の責に帰すことができない事由に起因するものである場合には、乙は前各項の義務を負担しないものとします。また、甲が乙に通知することなく紛争に対応した場合に要した費用については甲が負担するものとします。

4. 第1項における紛争において、本ソフトウェアが当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が無効であった場合等、

当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、甲または乙が当該紛争に対応するために要した費用については甲乙折半して負担するものとします。

第33条（債務不履行責任）

甲または乙は、本契約に基づく債務を履行しないこと、もしくは第30条第1項第（1）号から第（5）号までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本契約の解除の有無にかかわらず、損害発生の直接の原因となった本ソフトウェアに関する使用料相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第34条（反社会的勢力等の排除）

1. 甲および乙は、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証するものとします。

（1）警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

（2）資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

（1）詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

（2）違法行為または不当要求行為

（3）業務を妨害する行為

（4）名誉や信用等を毀損する行為

（5）前各号に準ずる行為

第35条（印紙税の負担）

本契約書に印紙の貼付が必要な場合、甲乙折半するものとします。

第36条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（誠実協議）

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

第38条（連帯保証）

連帯保証人は、本契約によって甲が負担することとなる一切の債務について本契約の契約条項を承諾のうえ、甲と連帯して債務履行の責を負うものとします。

FCENA / SELECT eSpotサービス仕様書

1. サービスの内容

1.1 ソフトウェア使用サービス

ソフトウェア使用サービスは、土木設計計算パッケージFCENAシリーズのソフトウェアの、ダウンロード方式によるレンタル配信サービスです。

お客様は専用Webサイト上で必要なソフトウェアをダウンロードでき、ダウンロード完了後に利用申込をした日より指定した期間(以下「使用期間」という)使用することができるサービスです。

指定できる使用期間とQ & Aサービスの有無は次の通りです。

項番	使用期間	Q & Aサービス		備考
		有	無	
1	2週間(14日)		×	
2	1ヶ月(31日)			1ヶ月間のメニューのみ、「無」を選択できます。「無」を選択した場合は「1.2 Q & Aサービス」は提供されません。
3	2ヶ月(62日)		×	
4	3ヶ月(93日)		×	
5	6ヶ月(186日)		×	
6	1年間(366日)		×	

使用できるソフトウェアの一覧および使用料は、乙が運営する

<http://www.fcena.jp/portal/price/#eSpot>

に掲載するものとします。

1.2 Q & Aサービス

Q & Aサービス付を選択した場合は、申し込んだソフトウェアの使用期間中、当該ソフトウェアの操作についての甲からの質問を次の条件でお受けいたします。

(1) 質問受付

質問入力フォーム http://www.fcena.jp/portal/contact/contact_form.html

よりお受けします。

(2) 回答

電話またはメールにて回答いたします。対応時間は「2. サービス提供時間」記載の通りとします。

2. サービスの提供時間

2.1 ソフトウェア使用サービス

サービス提供時間	0時00分 ~ 24時00分 (サービス停止時間を除く)
サービス停止時間	毎月第1,3金曜日 01:00~06:00

2.2 Q & Aサービス

お問合せの受付	「2.1 ソフトウェア使用サービス」のご提供時間
お問合せへの回答	月曜日 ~ 金曜日、09:30 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 ただし乙休業日を除く

以上